## 国民健康保険山城病院組合組織条例

平成26年11月26日 組合条例第6号

改正 平成29年 3月28日組合条例第1号 平成30年 2月 8日組合条例第3号 平成30年11月 8日組合条例第6号 平成31年 2月 6日組合条例第3号 令和 4年2月22日組合条例第2号 令和 4年11月11日組合条例第11号 令和 5年11月24日組合条例第6号

(施設等の設置)

- 第1条 国民健康保険山城病院組合(以下「組合」という。)に、次の施設を置く。
  - (1) 京都山城総合医療センター(以下「病院」という。)
  - (2) 介護老人保健施設やましろ(以下「保健施設」という。)
- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に 属する事務を分掌させるため、組合に事務局を置く。

(分掌事務)

- 第2条 施設に次に掲げる部及び室を置き、必要に応じて係又は科を置く。
  - (1) 病院
    - ア 事務部

医事課、診療情報管理室

イ 診療部

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・代謝内科、 リウマチ科、脳神経内科、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、 乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテ ーション科、放射線科、麻酔科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、救急部、手術 部、腎センター、HCU部、NICU部、総合内科部、化学療法部

ウ チーム医療統括部

緩和ケアチーム、握着対策チーム、NST

工 診療技術部

放射線課、臨床検査課、臨床工学室、栄養管理室

才 看護部

外来、腎センター、中央手術室・中央材料室、病棟

- カ 健診センター
- キ 薬剤部

ク 地域医療推進部

地域医療連携室、患者サービス推進室、退院支援室、居宅介護支援事業所

ケ 医療安全管理部

医療安全対策室

コ 感染防止対策部 感染防止対策室、 I C T

- (2) 保健施設
  - ア管理部
  - イ 診療部
  - ウ 看護・介護部
- 2 事務局に次に掲げる組織を置く。
  - (1) 総務担当
  - (2) 経営担当
  - (3) 管理担当
  - (4) システム情報管理室

(臨時又は特別の事務処理)

第3条 臨時又は特別の事務処理については、前条の規定にかかわらず、管理者がその 都度、別に定めることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、組合組織の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日組合条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年2月8日組合条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月8日組合条例第6号)

この条例は、平成31年1月1日から適用する。

附 則(平成 31 年 2 月 6 日組合条例第 3 号)

この条例は、平成31年3月1日から適用する。

附 則(令和4年2月22日組合条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年11月11日組合条例第11号)

この条例は、令和5年1月1日から適用する。

附 則(令和5年11月24日組合条例第6号) この条例は、令和5年11月1日から適用する。